

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

(介護予防及び介護予防ケアマネジメント事業)

利用者： _____ 様

医療法人 社団岡田会

事業者： 在宅介護支援センター やまのべ

居宅介護支援事業所重要事項説明書

(2024 年 4 月 1 日現在)

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	在宅介護支援センター やまのべ
所在地	奈良県桜井市大豆越 1 0 4 - 1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 2 9 7 0 6 0 0 0 2 5 号)
サービスを提供する 実施地域※	桜井市 ・ 橿原市 ・ 天理市 ・ 磯城郡

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1 名

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ・介護支援専門員 3 名以上 (主任介護支援専門員を含む)

介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用申し込みに係る調整及び各機関との連携、居宅サービス計画等の作成を行う。

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時半まで ※休業日、営業時間外でも

(土曜・日曜・1月1日～1月3日は休業) 電話連絡は24時間可能です。

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 7 4 4 - 4 5 - 5 9 6 2 (月～金曜日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0)

FAX 0 7 4 4 - 4 5 - 5 9 6 1

担 当 介護支援専門員 _____

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 運営方針

事業者の介護支援専門員が、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう居宅サービス計画等の援助を行う。

事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関係情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

※この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料及び居宅介護支援の概要等

利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

事業所の所在する地域区分とサービスごとの人件費割合に設定された「1 単位の単価」を所定の単位に乗じて算定された料金となります。当事業所の所在する桜井市は「7 級地」で居宅介護支援の 1 単位の単価は 10.21 円です。要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されます。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、住居地の市町村介護保険課の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

【居宅介護支援利用料】

基本報酬

介護支援専門員1人 当たりの利用者の人数	要介護度	基本単位 (単位/月)	利用料
45人未満の場合 (居宅介護支援費 I i)	要介護1・2	1,086	11,088円
	要介護3～5	1,411	14,406円
45人以上の場合において <u>45人以上60人未満の部分</u> (居宅 介護支援費 I ii)	要介護1・2	544	5,554円
	要介護3～5	704	7,187円
45人以上の場合において <u>60人以上の部分</u> (居宅介護支援費 I iii)	要介護1・2	326	3,328円
	要介護3～5	422	4,308円

通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。

介護支援専門員1人 当たりの利用者の人数	要介護度	基本単位 (単位/月)	利用料
<u>50人未満の場合</u> (居宅介護支援費 II i)	要介護1・2	1,086	11,088円
	要介護3～5	1,411	14,406円
<u>50人以上60人未満の部分</u> (居宅介護支援費 II ii)	要介護1・2	527	5,380円
	要介護3～5	683	6,973円
<u>60人以上の部分</u> (居宅介護支援費 II iii)	要介護1・2	316	3,226円
	要介護3～5	410	4,186円

加算

加算	基本 単価	利用料	加算要件・算定回数等
初回加算	300	3,063 円	新規に居宅サービスを作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合で、居宅サービス計画書を作成されるとき(1月につき)
入院時情報連携加算 (I)	250	2,552 円	入院当日中に当該医療機関に対して情報提供を行った場合 (1月につき)
入院時情報連携加算 (II)	200	2,042 円	入院後3日以内に当該医療機関に対して情報提供を行った場合 (1月につき)

退院・退所加算 連携1回	450	4,594 円	退院又は退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画書を作成した場合(入院期間中につき)
連携2回	600	6,126 円	
連携1回(参加あり)	600	6,126 円	上記に加えて、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合(入院期間中につき)
連携2回(参加あり)	750	7,657 円	
連携3回(参加あり)	900	9,189 円	
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200	2,042 円	医療機関の求めにより当該医療機関の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
通院時情報連携加算	50	510 円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師などに対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用に係わる必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 (1月につき)
特定事業所加算(Ⅰ)	519	5,298 円	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるようなプランを作成し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	421	4,298 円	
特定事業所加算(Ⅲ)	323	3,297 円	
特定事業所加算(A)	114	1,163 円	
特定事業所医療介護 連携加算	125	1,276 円	(Ⅰ)～(Ⅲ)いずれか取得かつターミナルケアマネジメント加算年5回以上算定など厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1月につき)
ターミナルケア マネジメント加算	400	4,084 円	末期の悪性腫瘍であって在宅で亡くなられかつ厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)

【介護予防支援利用料】

介護予防支援費(Ⅱ)	472	4,819 円	指定居宅介護支援事業所が行う場合
初回加算	300	3,063 円	新規に居宅サービスを作成する場合、要支援認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成される場合(1月につき)

減算

特定事業所集中減算	－200	2,042 円	正当な理由なく特定の事業所 80%以上集中等
運営基準減算	基本単位数の 50%に減算		適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない
高齢者虐待防止措置未実施減算	－1%		
業務継続計画未策定減算	－1%		
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合	×95%		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5%		

(2) 交通費

前記 1 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

※ 一律 300 円

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

居宅介護支援サービスの実施概要

課題分析の方法 事業所独自の方式の課題分析表を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月 1 回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う。

研修の参加 現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加

担当者の変更 担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

5. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に必ずお伝えください。
- (2) 体調や容態の急変などによりサービスの利用ができなくなった時には、担当の介護支援専門員又はサービス事業所へご連絡ください。
- (3) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が 1 ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

6. 他機関との各種会議等

- (1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- (2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

7. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. サービス内容に関する苦情

【当事業所の相談・苦情窓口】

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

担当介護支援専門員 _____ または 管理者 原山 宏美
Tel 0744-45-5962

【その他の窓口】

当事業所以外に市町村、公共団体の窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村窓口 桜井市役所

奈良県桜井市栗殿 432-1 高齢福祉課 介護保険係

Tel 0744-42-9111 (内線 287)

受け付け時間 8時半 ～ 17時15分 (土日、祝日は除く)

市町村窓口 天理市役所

奈良県天理市川原城町 605 番地 介護福祉課

Tel 0743-63-1001

市町村窓口 田原本町役場

奈良県磯城郡田原本町 890-1 長寿介護課

Tel 0744-32-2901

その他介護保険窓口

公共団体窓口 奈良県国民健康保険団体連合会

奈良県橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館 5F 事業課介護苦情係

Tel 0120-21-6899 又は 0744-21-6811

受付時間 9時 ～ 12時 13時 ～ 17時 (土日、祝日は除く)

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 虐待の防止のための措置

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ装置等を活用して行う事が出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置します。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 業務継続計画(BCP)の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための対策、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. ハラスメント対策

- 1 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2 利用者及び家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 公平中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は(サービス利用割合表)のとおりです。
(付属別紙1)

要介護認定又は要支援認定前に居宅介護支援、介護予防及び介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定又は要支援認定等」といいます）申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定又は要支援認定等までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定又は要支援認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 介護認定審査等の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

介護認定審査等の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただきません。

4. 介護認定審査等の結果、要支援認定等を受け、尚且つ委託の場合について

介護認定審査等の結果、要支援1、要支援2の認定を受けた場合や総合事業の対象者と判断された場合には、利用者の住居地の地域包括支援センターに当該利用者にかかる必要な情報を提供する等の連携を図ります。

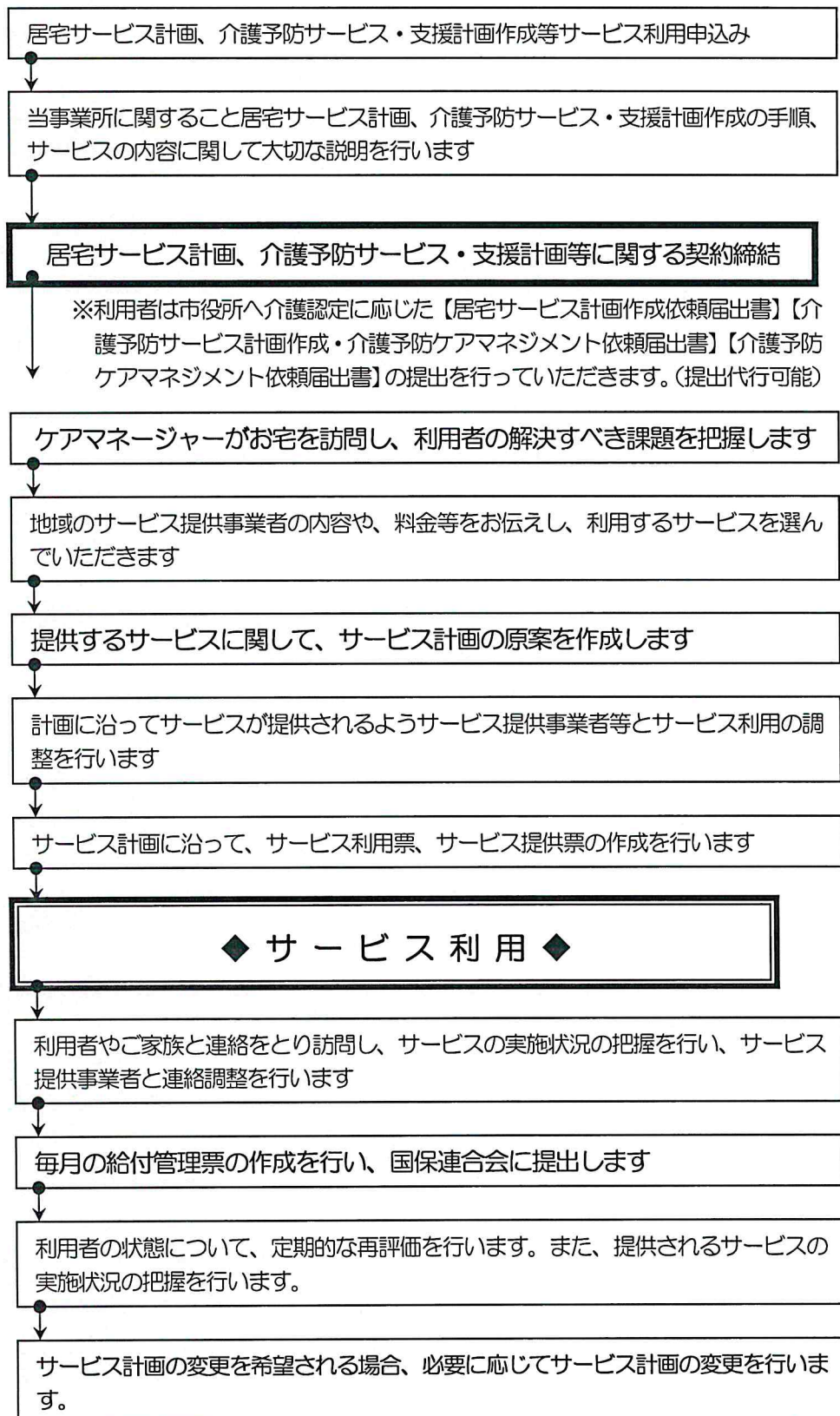
5. 注意事項

要介護認定又は要支援認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する費用を、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回る場合や対象とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



個人情報使用同意書

(個人情報保護に関する基本方針)

記

私（利用者及び家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

基本方針

1. 利用目的

利用者のためのサービス計画書の作成（変更）及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合。また、在宅の介護サービス調整のために、必要な医療情報や利用者の状態等について医療機関や入所施設等から取得及び提供する必要がある場合。

2. 安全管理措置

当事業所では、個人情報保護に関する法律を遵守し、ご利用者様の情報を安全に管理いたします。

3. 従業員の監督

当事業所では、ご利用者様の個人情報を適正に取り扱う為に、責任者を置き、職員教育を行います。

4. データ内容の正確性の確保

当事業所では、個人情報のアクセス、紛失、破損、改ざん及び漏洩を防止するために情報セキュリティ対策を講じます。

5. 第三者提供の制限

(1)指定居宅サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、障害福祉相談支援専門員や障害福祉サービスの担当者並びに居宅介護支援に協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の居宅介護支援に協力が必要な関係者に限る）

(2)法定研修等の実習生の受け入れに使用する場合

6. 開示

当事業者では、利用者様の必要に応じて、介護情報を開示しています。ただし、利用者様・家族様に対して心理的に支障をきたす場合は、開示しないことがあります。謄写においては、必要な実費を徴収いたします。

7. 個人情報取り扱い事業者による苦情処理

上記の基本方針・苦情のお問い合わせは、下記の相談窓口までお問い合わせ下さい。

以上

《個人情報相談窓口》

〒633-0087 奈良県桜井市大豆越 104-1 TEL 0744-45-5962

『在宅介護支援センターやまのべ』

個人情報保護管理責任者 原山 宏美

2025 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項及び個人情報及び指定居宅サービス事業所割合について説明しました。

事業者	所在地	奈良県桜井市草川 61 番地の 1	
	名称	医療法人 社団岡田会	
	理事長	岡田 憲太郎	印
事業所	所在地	奈良県桜井市大豆越 104-1	
	名称	在宅介護支援センター やまのべ	
	説明者		印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項及び個人情報使用及び指定居宅サービス事業所割合の説明を受け同意しました。

〈利用者〉		
	住 所	
	氏名	印
〈家族の代表〉		
	住 所	
	氏名	印

利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

〈署名代筆者〉	
	住所（所属・職等）
	氏名
	印